

大阪市浪速区役所生活支援課 臨時的任用職員（事務職員）採用試験募集要項

令和 7 年 10 月 28 日
大 阪 市 浪 速 区 役 所

1 採用予定者数・受験資格・任用期間

採用予定者数	1 名
受験資格	次の (1) (2) (3) いずれにも該当する者 (1) 地方公務員法第 16 条(欠格条項)に該当しない者 地方公務員法（抜粋） 〔欠格条項〕 第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (2) 日本国籍を有する者 臨時的任用職員の採用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則）に基づき行われます。 (3) ワード・エクセルなどパソコンソフトの基本的な操作ができる者 ※社会福祉主事の任用資格を有することが望ましい。 社会福祉主事の任用資格を有するには、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当することを要します。 (ア)社会福祉法により、学校教育法に基づく大学(短期大学を含む)において、「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（詳細は厚生労働省ホームページ参照）」を 3 科目以上履修し、卒業したこと。 (イ)社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。 (ウ)社会福祉士又は精神保健福祉士。
任用期間	令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

2 口述試験

日 時 ・ 場 所	試 験 の 方 法	
令和7年12月8日（月曜日） 午後1時30分集合 浪速区役所4階 401 会議室 （予定）	口述試験	面接官による質疑応答。
ただし、応募人数により日時・場所について、変更する場合があります。 詳細な時間・場所は、「受験案内」により通知しますので、確認してください。		

最終合格発表 試験結果については、令和7年12月12日（金曜日）に受験者本人あてに通知（発送）します。
なお、結果については、受験者全員に通知します。

3 合格から採用まで

- ① 成績が一定基準以上で上位のものを合格とします。
- ② 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は合格者数が採用予定数を下回る場合があります。
- ③ 試験合格者は大阪市浪速区役所生活支援課臨時的任用職員採用候補者名簿〔以下「採用候補者名簿」という〕に、口述試験の得点順で登録されます。
- ④ 採用候補者名簿の登録期間は、名簿登録後から令和8年3月31日までです。
- ⑤ 採用候補者名簿に登録されても、採用時期が採用予定日以降になる場合や採用がされない場合もあります。
- ⑥ 合格後、あるいは「採用候補者名簿」に登録後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格・登録を取り消すことがあります。

4 受験手続

受験申込については、持参または郵送にて受け付けます。郵送の場合は必ず簡易書留で申込みください。

申込方法	【受付期間】 令和7年10月28日（火曜日）から令和7年11月28日（金曜日）まで ＜ 持参の場合：令和7年11月28日午後5時30分まで ＞ ＜ 郵送の場合：令和7年11月28日 当日必着 ＞
------	---

	【提出先】 〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1-4-20（浪速区役所5階 51番窓口） 大阪市浪速区役所生活支援課 ※「臨時的任用職員採用申込書等在中」と朱書した封筒に下記①②③の書類を入れて送付してください。 なお、簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、郵送料金不足の場合は受け付けません。 【必要書類】 ※次の書類等に不備がある場合は試験を受験できないことがあります。 ①大阪市臨時的任用職員申込書 1通 ※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 ②申し立て書 1通 ※大阪市臨時的任用職員用申込書及び申し立て書は、本市所定の様式に限ります。 ※大阪市臨時的任用職員用申込書及び申し立て書は、大阪市浪速区役所ホームページから取得する方法のほか、「7 募集要項・申込書の取得方法」に記載の申込書配布場所で受け取る方法があります。 ③「受験案内」送付用の定型封筒(長形3号) 1通 ※ <u>必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。</u> 切手の提出がない場合は、受験案内の送付をしませんので、必ず提出してください。
受験案内の送付	試験時間等の詳細については、令和7年12月2日（火曜日）（予定）に送付する受験案内により受験者本人あてに通知します。 なお、令和7年12月5日（金曜日）午前中までに受験案内が届かない場合は、大阪市浪速区役所生活支援課あてに連絡してください。

5 従事する職務等

職 務 内 容
浪速区役所生活支援課に勤務し、生活保護業務にかかる事務全般を担う。 ※窓口業務・電話対応・パソコン入力業務なども含まれます。

6 勤務条件

勤務場所	浪速区役所 生活支援課
勤務日・勤務時間・休日・休憩時間・時間外勤務	① 勤務日 土・日・祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日まで。 ② 勤務時間・休憩時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分。(休憩時間 45 分) ③ 休日 土・日・祝日・年末年始。 ④ 時間外勤務 必要に応じて従事していただきます。
年次休暇	5 日
給 料	給料月額：213,556 円 (地域手当を含む) ※職歴等がある方については、経歴に応じて加算される場合があります。 ※勤務実績に基づき、原則当月 17 日に支給します。ただし、支給日が休日に該当する場合はこの限りではありません。
その他	上記以外の勤務条件について基本的に本務職員に準じたものになりますが、詳細については採用決定後、お知らせします。

7 募集要項・申込書の取得方法

配布場所	大阪市浪速区役所生活支援課 (区役所 5 階 51 番窓口) 大阪市浪速区役所ホームページ
------	---

8 試験結果の開示

試験の結果、不合格の場合には、次の要領で申し出ることにより、成績をお知らせします。

試験不合格者の得点及び順位については、令和 7 年 12 月 22 日 (月曜日) から令和 7 年 12 月 26 日 (金曜日) の間で (平日午前 9 時 00 分～正午、午後 1 時 00 分～午後 5 時 00 分)、大阪市浪速区役所総務課 (総務) 内において開示しますので、受験者本人を証明できる書類 (顔写真の添付のあるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート又は学生証等) を持参のうえ、口頭で申し出てください。

9 備 考

- ① この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ② 可否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- ③ 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

*この試験についての問い合わせは

【職務内容について】

大阪市浪速区役所生活支援課（担当：辻本、楠元）

〒556-8501

大阪市浪速区敷津東1-4-20 浪速区役所5階51番窓口

電話番号 06-6647-9870

【職務内容以外について】

大阪市浪速区役所総務課（総務）（担当：細口）

〒556-8501

大阪市浪速区敷津東1-4-20 浪速区役所6階63番窓口

電話番号 06-6647-9625

〔 最寄り駅：各交通機関「なんば」駅から徒歩12分
地下鉄「大国町」駅から徒歩7分 〕